

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	医療法人直志会	種別	宿泊型自立訓練・短期入所 就労継続支援 B 型
代表者	的場 政樹	管理者	小林 誠
所在地	久慈郡大子町北田気 1142-4	電話番号	0295-72-2380

1. 総論

(1) 基本方針

当事業所において事業継続計画（BCP）を策定・運用する目的とともに、当事業所の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上での基本方針を下記の通り定める。

(1) BCP 策定・運用の目的

① 利用者について

・当事業所は、精神障害者に対する福祉事業を展開しているため、自然災害による障害福祉サービスの停止は利用者の生命の危険や機能低下をもたらす恐れがあるため、災害時で被災した場合であっても最低限のサービスを提供して福祉事業を継続していく必要がある。

② 職員について

・災害発生時においても事業を継続することにより当事業所の運営を健全に保つことは、職員の雇用を守る上で重要であり、職員の安全確保においても重要である。加えて職員の安全安心や事業所への帰属意識向上につながる。

③ 地域について

・当事業所は太子町地域において、比較的大規模な入所型の障害福祉サービス事業所を展開しているため、災害時に被災された障害者の方々を積極的に受け入れていくことにより、地域での存在意義を確立していくことに繋がります。

・また災害時の対応や連携について検討することにより、地域の災害への対応力向上に寄与することが出来ます。

④ 取引先について

・本事業継続計画（BCP）により、外部の基幹や事業所、取引先等と必要となる人員や物資資源や対応方法を共に検討することにより、相互の事前対策や協力体制の構築に繋がります。

(2) BCP の適用範囲

・本 BCP の適用範囲は、医療法人直志会アミーゴ荘における下記の事業所とする。

① 宿泊型自立訓練

② 自立訓練（生活訓練）

③ 短期入所（空床型）

④

〒319-3521 久慈郡太子町大字北田気 1142-4 TEL 0295-72-2380

(3) 事業継続の基本方針

① 優先して行う業務

・自然災害による被害の状況を鑑み、利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先し、状況に応じて業務を縮小または休止とします。

・縮小、休止した業務については、業務資源の復旧状況に応じて、順次速やかに復旧、

再開を目指します。

② 地域への協力

・近隣や町内の事業所が被災して困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助、支援を行うこととします。

③ 行政との協力

・大子町が福祉避難所を設置した場合には、可能な範囲でその機能を果たすために協力に応じます。また行政を通じて、町内の被災された障害者の受入れについて積極的に行います。

・外部ボランティアの手による復旧支援が必要な場合には、受け入れ体制を早急に構築します。

(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
① 責任者	理事長	的場 政樹	村田事務長が補佐
② BCP 推進責任者	施設長	小林 誠	
③ BCP 推進チーム	副施設長	秋本 真一	
	牧場長	武居 大人	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所等が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。

1. 施設の立地条件

・施設は大子町北田気地区、国道118号線、以北の森林中の高台に位置する。

2. 大子町が作成する洪水および土砂災害ハザードマップ（別添）の

①浸水想定区域

②土砂災害警戒区域

③土砂災害特別警戒区域

④土石流危険渓流

⑤急傾斜地崩壊危険箇所

⑥地すべり危険箇所

のいずれの区域にも入っていない。

・久慈川が氾濫する場合、北田気T字路信号付近は浸水歴あり。

② 被災想定

・東日本大震災クラス（震度7、マグニチュード9.0）による被害

・令和元年台風14号による被害

- ・大子町のハザードマップにおける危険区域には入っていないが、以前、施設の立地する裏山で豪雨が続き、土が盛り土された表面の土砂が流れ落ちたことがあったため、これに対する備えが必要である。
- ・また、施設への進入路である町道および敷地の入り口付近の崖が崩れる危険性も想定しておく必要がある。
- ・アミーゴ荘の立地する高台の土地の周りは、普段は小さいが台風や大規模な低気圧の影響で大雨や長雨が続き、水嵩が増すため水量に注意が必要。またアミーゴ荘への車両が通行できるアクセス道路が1本しかないため、入り口の橋（アミーゴ牧場看板下）以上に水量が増した場合や、橋が流されてしまう場合などが想定され、車両の出入りが出来なくなり、陸の孤島となることが予想される。
- ・アミーゴ荘の周辺には送電線の鉄塔があるため、風速が50m以上の大型の台風などで、送電線が切れたり、鉄塔が倒れることが予想される。その際には停電をはじめ感電などの危険が想定される。
- ・本県は竜巻情報も頻繁に発令されるため対策を行う必要がある。

交通被害

道路：久慈川が氾濫すると国道118号線、北田気T字路付近まで川の水が出てくるため、通行が出来なくなる恐れがある。

橋梁：進入路入り口の小川の橋が流されて、事業所への出入りが出来なくなる可能性がある。

鉄道：大雨が降ると、水郡線が容易にストップしてしまい、久慈川が氾濫し鉄橋が流されると復旧には長期間かかってしまったことがある。

ライフライン

上水：大雨が続くと、浄水場に土砂が流れ込み水道が供給されなくなる。

下水：浄化槽設置であるため、浄化槽が地震で倒壊したことがある。また浄化槽が地震の影響で浮き出て使用不能となることも想定される。

電気：台風、地震の影響で、倒木による送電線の断線や変電所等の倒壊により、電気が送電されなくなることが想定される。

ガス：地震の影響でプロパンガスのボンベが転倒したり、ガスの配管が破損してガスが使用できなくなる可能性がある。

通信：地震、台風等の影響により電気が配電されないと光電話（有線電話）が通じなくなり、インターネットも使用できなくなる。携帯電話・スマートフォンにおいても、基地局に不具合が発生することにより、使用が出来なくなる。

【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	非常用自家発電設備						復旧		
飲料水		断水				復旧			
生活用水		断水				復旧			
ガス				復旧					
携帯電話			不通				復旧		
メール			不通			復旧			

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<p><優先する事業></p> <p>(1) 宿泊型自立訓練の既存利用者に対する支援。</p> <p>(2) 自立訓練（生活訓練）のうち宿泊型自立訓練と併用利用者への支援。</p> <p>(3) 短期入所、被災当日利用している方への支援。</p> <p><当座休止する事業></p> <p>(1) 宿泊型自立訓練の新規受け入れおよび体験利用</p> <p>(2) 自立訓練（生活訓練）の通所利用者</p> <p>(3) 短期入所の新規受け入れ（被災関係者を除く）</p> <p>(4) 就労系通所事業</p> <p>※ 近隣、市町村からの要請により、被災障害者の受け入れが合った場合を除く。</p>

② 優先する業務

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与薬支援	1人	1人(兼務)	1人	1人
食事支援	1人	2人	2人	0人
相談支援	0人	2人	0人	0人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

<ul style="list-style-type: none"> ・BCPに基づく訓練は、出来る限り実動に即した形を想定して行う。 ・年2回消防訓練に合わせて訓練を行うが、行う内容については、アミーゴ荘運営会議で事前に打合せの上で行う。 ・研修については、太子消防署の協力を仰ぎ、防災講和を行う。

② BCPの検証・見直し

<ul style="list-style-type: none"> ・BCPの内容、BCPの内容に基づく訓練についての評価・検討は、アミーゴ運営会議で行い、出来るだけ実際の災害の状況を想定した形で、被害を最小限にすることを目的とする。年末もしくは年度末の運営会議で見直し、検証を行う。
--

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
キャビネット	転倒防止突張棒、連結ストッパー 固定	
テレビ	粘着ゴムにて耐震措置	
本棚	転倒防止連結ストッパー	

② 設備の耐震措置

- ・居室・共有スペース・事務所など、職員、利用者が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落・破損等の防止措置を講じる。
- ・不安定に物品を積み上げず、日頃から整理整頓を行い、転落を防ぐ。
- ・破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所（ガラス天井など）や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- ・消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。
- ・定期的に日常点検を行うこととする。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月1日に設備担当による点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	3か月に一回、1日に設備担当による点検を実施。	
外壁の留め具にひびや錆はないか	3か月に一回、1日に設備担当による点検を実施	
屋根材や留め具にひび錆はないか	3か月に一回、1日に設備担当による点検を実施	
窓ガラスに飛散防止	災害レベルの警報時には、養生テープで窓ガラスを補強する。	
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうなものはないか	毎月1日に設備担当による点検を実施。	
敷地内、進入路のU字溝の詰まりはないか	毎週1回以上見回りして、詰まりがある場合は除去する。	
雨水排水路に異常はないか	毎月1回以上、雨天時に排水状況を点検する。	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
給水ポンパー	非常用自家発電設備（1基）
訓練管理棟エアコン	非常用自家発電設備（1基）
訓練管理棟照明機器	非常用自家発電設備（1基）
訓練管理棟コンセント	非常用自家発電設備（1基）
居室エアコン	非常用自家発電設備（1基）
居室照明機器	非常用自家発電設備（1基）

その他電気機器	ガソリン式小型発電機（2台）
---------	----------------

（3）ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
給湯設備	夏季を除き、入浴・シャワー浴を中止し、清拭とする。
調理器具	カセットコンロ、ホットプレート
非常用自家発電設備	業者と交渉して早期復旧を依頼。

※プロパンガス使用であるため、ガスが止まった場合には、供給業者であるカンプロと協議して、早急に復旧してもらうように努める。

（4）水道が止まった場合の対策

① 飲料水

被災時の飲料水は下記のとおり備蓄する。

- ① 2L ペットボトル 80本 （3日分×26本、調理用）
- ② 500ml ペットボトル 330本（3本×3日分×35人分）

※非常用自家発電設備が稼働する場合は、町の浄水場へ水道水を清水タンクを使用して汲みに行き、清水ポンプを使ってポンパーの貯水槽へ水道水を注入して、飲料水を供給する。

② 生活用水

（非常用自家発電設備が稼働の場合）

- ① 軽トラに大型給水タンク（400L）を設置して、稼働している町内の浄水場で清水の確保をする。（町の水道が来ている場合はこの限りではない）
- ② 大型給水タンクから、牛舎下の給水タンクに汲んできた水を清水ポンプで汲み上げて注水する。
- ③ 給水ポンパーを非常用自家発電設備で動かして、生活用水を施設内に供給する。
（①～③を使用状況に応じて、繰り返して水を確保する。）
- ④ 浄化槽の稼働状況を確認する。故障、破損がないことを確認する。
- ⑤ 水の安定供給が困難であるため、下記のとおり水の使用制限を行う。

（トイレ） 原則的に通常使用

（流し台・洗面所） 通常使用可能だが、使用箇所を制限する。

（入浴） 使用量の制限が必要であり、優先順位、時間を決めて入浴

（洗濯） 使用制限する。

（牛舎牛の飲料水） 軽トラで山の清水を汲みに行き、電動ポンプを使って、牛舎用貯水槽へ清水を注入して使用する。

（非常用自家発電設備が稼働出来ない場合）

（トイレ） 井戸水が使用できる場合は汲み置きしてバケツで流す。ログハウスの汲み取りトイレを使用、および簡易トイレを使用する。

(流し台・洗面所)	軽トラ大型給水タンクからポリタンク（20L）で汲み置きして、使用する。
(入浴)	入浴中止して、湯・水を使ってタオル清拭を行う。
(洗濯)	水道が復旧するまでは、汲み置きの水にて必要なものを手洗い。
(牛舎牛の飲料水)	軽トラで山の清水を汲みに行き、電動ポンプを使って、牛舎用貯水槽へ清水を注入して使用する。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

<ul style="list-style-type: none"> ・一般電話、携帯電話、・PC メールが麻痺した際には、袋田病院緊急通報システムにアクセスして、自身の状況を他の職員へ知らせると共に、事業所に駆けつけられる状況であるかどうかとも知らせる。それを受けて施設長は職員の当面 3～5 日間の出勤について、あらためて検討して提示する。 ・平時から定期的に、「袋田病院緊急通報システム」を運営会議などの会議の時間を利用して、職員間で実際に使用して慣れておく。

(6) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】【職員】

<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽が稼働しない場合には、ログハウスの汲み取り便器を使って用を足す。 ・屋外にある仮設トイレにて用を足す。 ・災害時は、町の汲取車も巡回が困難になることも想定されるため、汲み取り槽が大きいログハウストイレを優先して使用する。 ・災害用ポータブルトイレを準備して使用し、汚物は堆肥舎に捨てて堆肥化する。 ・立ち小便、野糞は絶対にしない。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

<p>【地震による発動基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒参集体制 施設運営や利用者へ被害が出るほどの地震が発生したとき (対象職員) ・総括責任者及び管理職者、または総括責任者が必要と認めた者は出勤する。 ・非常参集体制 施設所在地にて震度 5 強以上の地震が発生し、余震が続き建物や利用者に被害が生じているとき。 (対象職員) ・総括責任者及び総括責任者に氏名を受けた職員は出勤、居残りする。 ・その他職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること。 <p>【水害による発動基準】</p>

・警戒参集体制

① 地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が発令され、その経過が不透明であり対策が必要と思われる場合

② その他、総括責任者が必要と認める場合

(対象職員)

・総括責任者及び管理職者、または総括責任者が必要と認めた者は出勤する。

・非常参集体制

① 地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき

② 地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき

③ 施設所在地にて震度5強以上の地震が発生し、余震が続き建物や利用者に被害が生じているとき。

④ その他、総括責任者が必要と認めるとき

(対象職員)

・総括責任者及び総括責任者に氏名を受けた職員は出勤、居残りする。

・その他職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

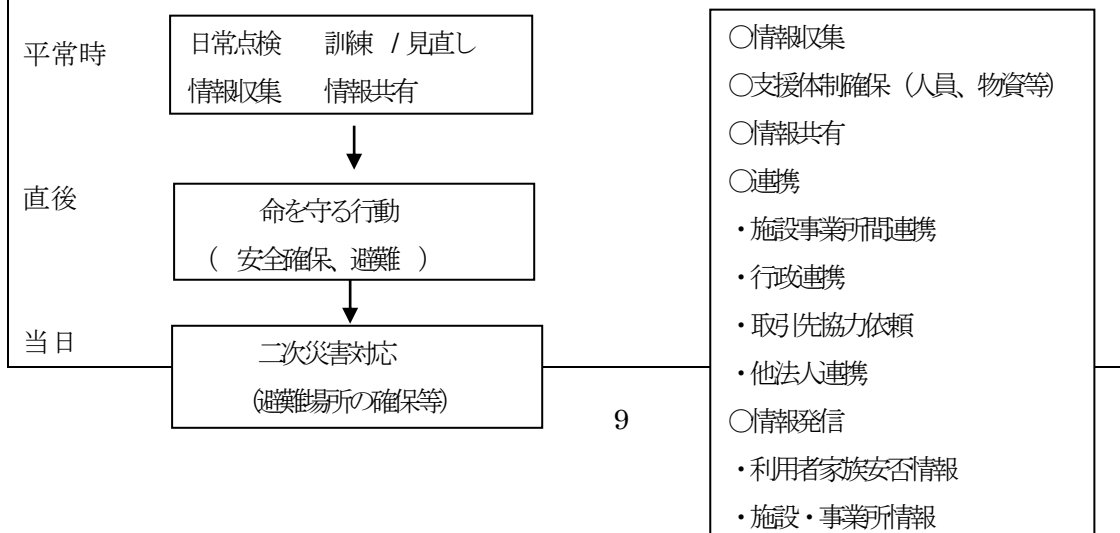
管理者	代替者①	代替者②
小林 誠	秋本 真一	武居 大人

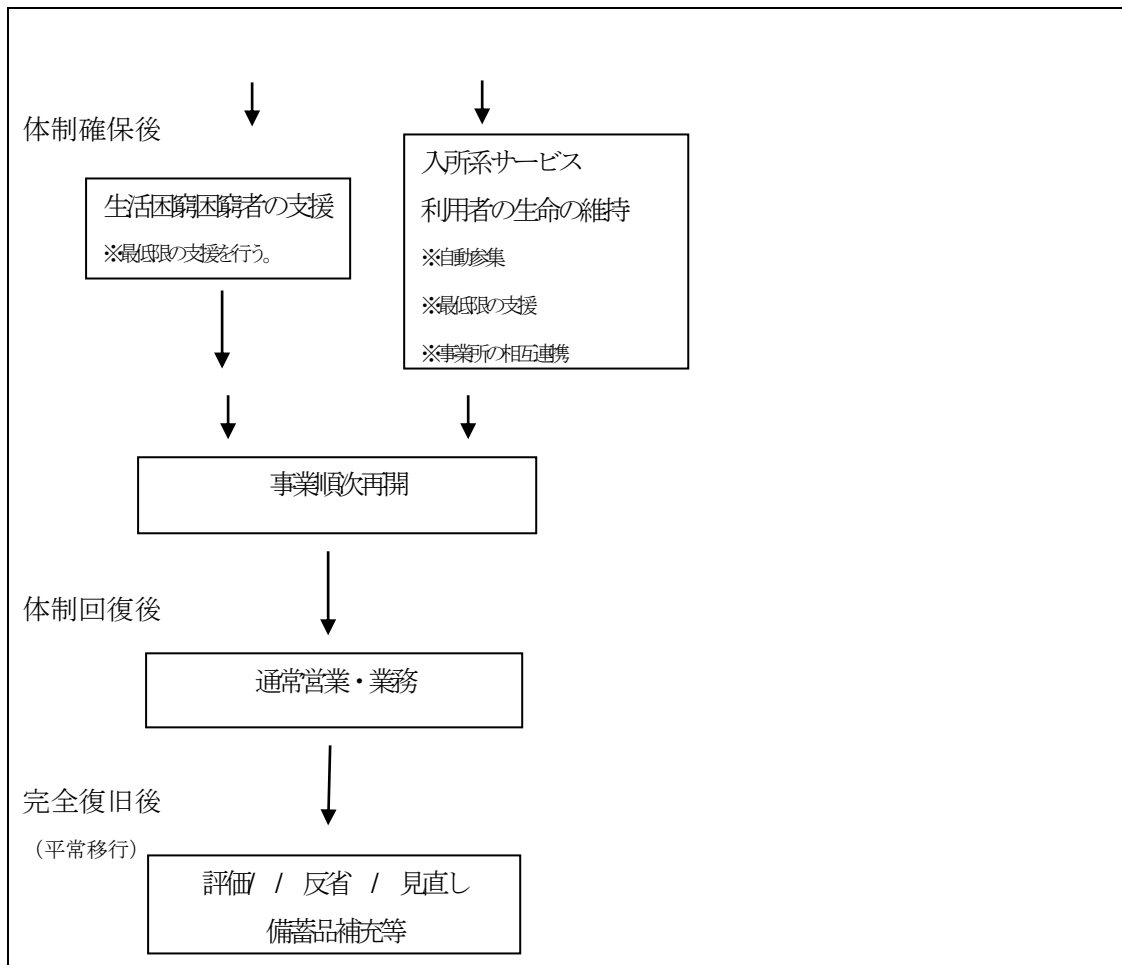
(2) 行動基準

3.1.2 災害発生時の行動指針

災害発生時の行動指針は次のとおりとする。

- ① 自身及び利用者（在宅時は家族）の安全確認
- ② 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）
- ③ 入所系サービス利用者の生命維持
- ④ 法人内施設間の連携と外部機関との連携
- ⑤ 情報発信





(3) 対応体制

- ・ 統括責任者 施設長 小林 誠 (不在時の代行者 副施設長および牧場長)
- ・ 情報連絡担当者 秋本 真一 (副担当 武居 大人、神長 憲一)
- ・ 消火担当責任者 野村 潤 (副担当 武居 大人、佐藤 信広、神長 憲一)
- ・ 救護担当責任者 宗像 久美子 (副担当 藤田 紀子、福田 恵介)
- ・ 避難誘導担当責任者 薄井 成美 (副担当 福田 恵介、染谷 俊介、佐藤 信広)
- ・ 応急物資担当責任者 松尾 誠志 (副担当 野村 潤、益子 昌幸、高宮 政広)
- ・ 地域担当責任者 黒沢 夏生 (副担当 薄井 成美、藤田 紀子、高宮 政広)

(各担当の役割)

① 情報連絡担当

- ・ 気象や災害の情報収集し、統括責任者へ伝える
- ・ 職員への連絡、職員や職員家族の安否確認
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 利用者家族への連絡
- ・ 避難状況の取りまとめ

② 消火担当

- ・火元の点検、ガス漏れの有無を確認
 - ・発火の防止と発火の際の初期消火
 - ③ 救護担当
 - ・負傷者の救出及び安全な場所への移動
 - ・応急手当及び病院などへの移送
 - ④ 避難誘導担当
 - ・利用者の安全確認
 - ・施設、設備の被害状況確認
 - ・利用者への状況説明
 - ・利用者への避難誘導
 - ・利用者の家族への引き渡し
 - ⑤ 応急物資担当
 - ・食料、飲料水などの確保
 - ・炊き出し、飲料水の供給
 - ⑥ 地域担当
 - ・地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救護要請と活動内容の調整
- (3) 命令、指揮系統の整備
- ・施設長が統括責任者となり、各担当責任者を統括し指揮する。統括責任者は法人本部と連携して、利用者および職員を安全に避難させることに努める。
- (4) 避難に最低限必要な職員数
- (昼間) 4名(内訳 入所者 2名、通所者 2名に算定)
- (夜間) 2名(内訳 入所者 2名)
- ※ 災害の状況に応じて避難に必要な職員数を、統括責任者が判断して、職員に指示し、避難させる。

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
管理棟 事務室	管理棟 食堂	ログハウス棟 事務室

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく(別紙で確認シートを作成)。
 なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】

- (1) 宿泊型自立訓練利用者(入所者)および短期入所者の安否確認

- ・入所担当の PSW が担当して安否確認を行う。(黒沢、藤田)
- (2) 通所者の安否確認
- ・通所担当の PSW が担当して安否確認を行う。(神長、薄井)
- ・安否確認の方法は、電話をはじめとして、あらゆる方法で行い、利用者安否確認シートを作成して管理する。

【医療機関への搬送方法】

負傷が軽傷の場合は、協力医療機関である袋田病院へ連絡して指示を仰ぐ。

負傷が重症の場合は、町内の慈泉堂病院へ公用車を使って搬送するが、異動が難しい場合は、消防本部に連絡して救急車を使って救急搬送する。

② 職員の安否確認

【施設内】

職員の安否確認については、利用者の安否確認とあわせて入所、通所部門それぞれの PSW が点呼して、施設長に報告する。

【自宅等】

- ・自宅で被災した場合（自地域で震度 5 強以上）は、電話、事業所グループ LINE、個別 LINE、袋田病院緊急連絡システムにて、自身の安否情報を施設長に報告する。
- ・報告する事項は、自身・家族が無事であるか、出勤可否を報告する。
- ・安否の確認状況は安否確認シートで管理して、職員のうち誰でも状況確認できるようにする。

(6) 職員の参集基準

- ・被災後、災害により通信網が閉ざされることも想定して、職員は自身と家族の身の安全が確認できた段階で、事業所に参集することとする。その場合、可能な限り事前に事業所へ自身と家族の安否状況を報告することにより、無理な参集を調整することとする。
- ・最低限、入所利用者および牛の管理を行う必要があるため、日中利用者対応 2 名、牛管理の職員 1 名を参集できるように、調整する。また、夜間は職員 1 名での対応が出来る範囲で業務を調整する。

【自動参集基準の対象外】

- ・家が倒壊、半壊した場合、自身や家族が負傷した場合、通勤経路に障害が出て代替経路がない場合、小学校就学前の子供を災害が理由であずけることが出来ない場合は、状況を事業所に報告すると共に、出勤可能な状況になるまでは無理に参集しないように調整する。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	管理棟 食堂及びクラフトルーム	① 通所棟 休憩室及び 相談室 ② 寮2F 垂直避難
避難方法	徒歩、負傷者は職員介助移動	同左

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	大子町文化福祉会館 まいん	袋田病院 外来スペース
避難方法	送迎公用車にて避難 交通障害が出ている場合は、職員 と共に徒歩で避難する場合もあ る。	同左

(8) 重要業務の継続

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	出勤率 3% (1名)	出勤率 30% (4名)	出勤率 50% (7名)	出勤率 70% (10名)	出勤率 90% (13名)
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 10%	正常在庫
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水	復旧
業務基準	職員・利用者の 安全確認のみ	生命と安全を守 る必要最低限	食事、服薬中 心。その他は休 止 or 減	一部休止、減だ が、ほぼ通常に 近づける	ほぼ、通常どおり
給食	休止	栄養課の状況に より、備蓄食材 を提供	栄養課の状況に より、備蓄食材 を提供	栄養課の状況に より、備蓄食材 を提供	ほぼ、通常どおり
牛舎管理	安全、脱柵 確認	給餌、安全管 理のみ	復旧までを見 据えた最低減	復旧までを見 据えた作業の	通常作業に近 づけていく。

			の作業	計画策	
--	--	--	-----	-----	--

(9) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
通所利用者休憩室	同左 (1名)
通所利用者相談室	同左 (1名)
ログハウス事務室	同左 (1名)
	宿直室 (1名)

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】			
	リーダー/サブ	スタッフ	その他スタッフ
利用者支援	施設長/副施設長	最低2名以上	法人内事業所スタッフ、ボランティアなど状況に応じて配置
牧場管理	牧場長/PSW	最低1名以上	
夜勤	担当者1名	1名状況に応じて複数名	

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認と業者一覧

	区分	機関名	電話番号	
行政 機関	消防	大子町消防署	0295-72-0119	
	警察	大子警察署	0295-72-0110	
	大子町	福祉課障害福祉係	0295-72-1117	
	茨城県	障害福祉課自立支援G	029-301-3363	
ライフ ライン	電気	東京電力	0120-995-007	
		関東電気保安協会	029-226-3221	080-5875-4738
		タカ電 (設備)	0295-72-0058	090-3043-4515
		菊電工業 (設備)	0295-72-3367	090-3048-6671
		根本電興 (自家発電設備)	0294-85-1818	090-4605-1541
	ガス	カンプロ大子営業所	0295-72-0900	080-1341-9884
	水道	大子町水道課	0295-72-2221	
	水道設備	星野電業社	0295-72-0484	090-2750-7863
	エアコン	ダイキン (鈴木さん)	0120-881-081	080-1259-8276
	電話 インターネット	インターネット	アクセラ電話インターネットサポート	0570-007-525
インターネット		アイブリー (管理)	050-1808-1807	
	携帯電話	NTT ドコモ	0120-808-539	
協力	医療機関	袋田病院	0295-72-2371	0295-72-2372

機関		慈泉堂病院	0295-72-1550	
		吉成医院	0295-72-0555	
	福祉	メンタルサポートステーションきらり	0295-72-5933	0295-72-5881
		大子町社会福祉協議会	0295-722005	
取引先	給食	袋田病院 栄養課厨房	0295-72-4985	0295-72-2371
	車輛	ウィーズ	0295-72-3521	090-3043-1812
		アクロポリスガレージ	050-3424-5407	090-6042-2173
	ガソリン・灯油	(株) スズキ 大子リバーサイド	0295-72-0066	
	建具	カノウヤ	0295-72-0471	
	大型設備等	関影	029-353-6647	090-6111-5962
	浄化槽	(株) 福島県南環境衛生センター	0247-43-2405	090-5594-0106
	建設業者1	益子工務店	0295-78-0123	090-4369-0907
建設業者2	ダイワハウス工業	029-246-0114		

< 建物・設備の被害点検シート例 >

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	...		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	...		

② 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

被災状況の公表については、原則的に何かを秘匿するものではないが、公表が難しい内容については、法人本部で会議のもとで決定し、状況に応じて行う。利用者や職員の安否や負傷については、誤解を招かないように事実のみを丁寧に説明する。

4. 他施設との連携

（1）連携体制の構築

① 連携先との協議

袋田病院、メンタルサポートステーションきらり、グループホームゆたりまについては、同一法人運営であるため、施設や利用者、患者の被災状況に応じて、連携・協力して対応にあたる。法人全体会議にて、被災状況、復旧状況を報告して人的、物的支援を相互に行う。また、大規模災害を想定してそれぞれの事業所で備蓄品を3～7日分の管理を行う。

② 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
袋田病院	0295-72-2371	協力医療機関、診察
メンタルサポートステーションきらり	0295-72-5933	地域利用者の利用調整
グループホームゆたりま	0295-72-5881	利用者の相互受け入れ

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
慈泉堂病院	0295-72-1550	診療、対応指導
久保田病院	0295-72-0023	診療、対応指導
吉成医院	0295-72-0555	診療、対応指導

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
大子町社会福祉協議会	0295-72-2005	災害対策検討
大子町自立支援協議会	0295-72-1117	災害対策検討
北田気地区町内会	080-8108-9101	災害時協力、避難等

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段を把握しておく。アミーゴの携帯電話に利用者の電話番号を必ず記憶させておくこととする。
- ・計画相談支援事業所と連携して、利用者の安否確認を行うこととする。
- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関と良好な関係を作るように努める。

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止、縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、計画相談支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明し、そのうえで、必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ・BCP に基づき速やかなサービスの再開に努めるが、サービス提供を長期間休止する場合は、計画相談事業所と連携して、必要に応じて他事業所と連携したり、訪問サービスを導入して利用者の支援を行う。
- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否確認の連絡を行う。利用者の安全確認や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得ていく。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。
- ・被災により、一時的に事業所が使用できない場合は、利用者宅を訪問するなど代替サービスの提供を検討する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和7年3月31日	新規作成	施設長 小林